

事務連絡  
令和2年4月14日

障害福祉サービス事業所 管理者 様  
障害児通所支援事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局  
法人指導課長  
障害福祉課長

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等におけるサービス提供について

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、このたび、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年4月7日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」、令和2年4月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」が示されました。

兵庫県におきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく、社会福祉施設への使用制限や使用停止に係る要請がなされていないため、引き続き感染症予防対策に十分御留意いただいたうえで、サービスを提供していただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言後（4月8日以降）におけるサービス提供及び給付費の取扱いについて、別紙のとおり整理いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上

緊急事態宣言後（4月8日以降）におけるサービス提供及び給付費の取扱い

新型コロナウイルスに関する厚生労働省及び尼崎市発出の通知は、尼崎市ホームページに掲載してあります。

（トップページ ⇒ 緊急情報内下段【随時更新】新型コロナウイルス感染症に関する情報（まとめ） ⇒ 事業者向けの情報 ⇒ 感染防止の協力依頼 ⇒ 障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルスへの対応について ⇒ 尼崎市からのお知らせ、厚生労働省等事務連絡）

#### 障害福祉サービス

|                     |  |
|---------------------|--|
| 生活介護                | <p>令和2年4月14日付尼崎市発「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づいて、</p> <p>①臨時的な在宅でのサービス提供を実施する場合は、必ず法人指導課の事業所指定の担当（6489-6750）に連絡すること。また、臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する届出や報告書の提出については、北・南部障害者支援課の指示に従うこと。（注1）</p> <p>②在宅での訪問による支援が困難な利用者については、電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも報酬算定を可。</p>                                      |
| 就労移行支援              | <p>令和2年3月19日付尼崎市発「新型コロナウイルスに係る就労系の臨時的な在宅サービス提供について（通知）」に基づいて、</p> <p>①新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所における臨時的な在宅での就労サービス提供を実施する場合は、必ず法人指導課の事業所指定の担当（6489-6750）に連絡すること。また、臨時的な在宅での就労サービスの届出や報告書提出については、北・南部障害者支援課の指示に従うこと。（注1）</p> <p>②在宅における訓練又は作業活動が困難な利用者については、訪問や電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも報酬算定を可。</p> |
| 就労継続支援<br>(A型・B型)   | <p>令和2年3月19日付尼崎市発「新型コロナウイルスに係る就労系の臨時的な在宅サービス提供について（通知）」を準用し、</p> <p>①新型コロナウイルスへの対応に伴う自立訓練における臨時的な在宅でのサービス提供を実施する場合は、必ず法人指導課の事業所指定の担当（6489-6750）に連絡すること。また、臨時的な在宅</p>   |
| 就労定着支援              | <p>対面による支援が困難な場合は、利用者の承諾を得た上で電話等による支援とすることも可。</p>  |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練) | <p>令和2年3月19日付尼崎市発「新型コロナウイルスに係る就労系の臨時的な在宅サービス提供について（通知）」を準用し、</p> <p>①新型コロナウイルスへの対応に伴う自立訓練における臨時的な在宅でのサービス提供を実施する場合は、必ず法人指導課の事業所指定の担当（6489-6750）に連絡すること。また、臨時的な在宅</p>   |

|         |  |
|---------|--|
|         | での訓練等サービス提供の届出や報告書提出については、北・南部障害者支援課の指示に従うこと。(注1)<br>②在宅における訓練等が困難な利用者については、訪問や電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも報酬算定を可。  |
| 共同生活援助  | 令和2年4月14日付尼崎市発「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づいて、   |
| 施設入所支援  | ①職員や利用者に感染するおそれがある場合等において、一時帰宅した利用者に対して、臨時的な在宅でのサービス提供を実施する場合は、必ず法人指導課の事業所指定の担当(6489-6750)に連絡すること。また、臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する届出や報告書の提出については、北・南部障害者支援課の指示に従うこと。(注1) |
| 宿泊型自立訓練 | ②一時帰宅した利用者に対して、訪問や電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも、報酬算定を可。  |

#### 障害児通所支援

|            |  |
|------------|--|
| 児童発達支援     | 令和2年3月19日付尼崎市発「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の本市における取り扱いについて(通知)」に基づいて、 |
| 医療型児童発達支援  | ①臨時的な在宅でのサービス提供を実施する場合は、必ず法人指導課の事業所指定の担当(6489-6750)に連絡すること。また、                         |
| 保育所等訪問支援   | 臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する届出や報告書の提出については、北・南部障害者支援課の指示に従うこと。(注1)                            |
| 放課後等デイサービス | ②在宅での訪問による支援が困難な利用者については、電話等による健康管理や相談支援等の支援を行った場合にも報酬算定を可。                            |

※ 尼崎市立学校におきましては、緊急事態宣言発令中である4月13日から5月6日までの学校の臨時休業期間中の児童の受け入れについて、児童ホームの入所許可児童及び児童ホームの待機児童(緊急対策児童)のみ受け入れとなっております。なお、学校の休業情報については、尼崎市ホームページでご確認ください。

※ 学校の臨時休業期間中における放課後等デイサービスの給付費については、すべての児童・生徒に休業日の単価を適用します。

(注1) 尼崎市外の事業所におかれましては、法人指導課の事業所指定の担当に連絡する必要はありませんので、直接、利用者の担当となる北・南部障害者支援課に連絡してください。(北部:06-4950-0374、南部06-6415-6246)